

旧優生保護法問題検証会議
第3回検証会議議事録

1 日 時 2025年12月3日（水）午前10時～正午

2 場 所 弁護士会館17階1701AB会議室

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、鈴木由美委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから、旧優生保護法問題検証会議第3回検証会議を始めます。

それでは、ここからは松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

（松原座長）座長の松原です。

はじめに、分科会委員について確認させていただきます。前回の検証会議にて分科会の委員を決定しましたが、その際、第2分科会への所属が決定した内布委員より、当初の希望通り第3分科会への所属を希望するとのお申し出をいただきました。

内布委員が第3分科会に所属することについて、ご異論がなければ、今回の会議で、その旨を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特にご意見はないようですので、内布委員には、第3分科会に所属していただくということで決定いたしました。

さて本日の検証会議では三つの事項を取り扱うこととなっています。

はじめに、鈴木由美委員のヒアリングを行います。

1時間程度を予定しています。

次に、各分科会からの報告をしていただき、必要に応じて、質疑応答を行う予定です。

最後に、複数名の検証委員から、分科会の公開についてご意見が出されたことから、この点について意見交換を行う予定です。

では、まずは、鈴木委員のヒアリングを開始します。

ここからの進行は、事務局にてお願いします。

(関口事務局次長) 事務局次長の関口です。

ここからは委員でもあり、優生手術被害当事者でもある鈴木由美さんから被害の実態や経緯についてのお話を聞きしたいと思います。

本日は、鈴木由美さん、ご本人とヒアリングの補助をしていただく、弁護士の吉倉さんにお越しいただいております。

まず前半、鈴木さんが受けた手術の経緯や状況、実態についてご本人からお話ししいただき、後半には鈴木さんに対して、検証委員からの質疑応答を行いたいと思います。

それでは、鈴木さん、吉倉さん、よろしくお願ひいたします。

(吉倉弁護士) ご紹介いただきました弁護士の吉倉といいます。

最初に訂正をさせていただきたいです。

お手持ちの資料の通し番号26分の13、陳述書の中の7、結婚と離婚という項目の中の下から数えて9行目ですね。

結婚式を挙げた西暦が2008年と書いてあるんですが、1998年、10年前の間違います。平成の方は合っています。1998年6月28日に結婚式をしましたということです。

ここからは私から鈴木さんに質問する形で鈴木さんが経験したこと、今思われていることなどについてお話を伺いたいと思っています。まず、時系列に沿って、小さい頃のお話から聞いていきたいと思います。

鈴木さんが幼い頃、記憶にあるときというのは、由美さんは祖父母とお母さんとあと、お兄ちゃん、あと、お母さんのきょうだいのおばさんたちと一緒に暮らしていたんですね？

(鈴木委員) はい。

(吉倉弁護士) 主にいろんなサポートをしてくださってたのはどなたになるんですか？

(鈴木委員) おばあちゃん。

(吉倉弁護士) おばあちゃんですね。おばあちゃんはよく散歩に連れて行ってくれたりしてたんですかね？

(鈴木委員) はい。天気がよかつたら散歩に連れて行ってもらったりしていたんですけど。

(吉倉弁護士) アナウンスするの忘れてました。もし聞き取りづらい言葉とかありましたら、私自身が聞き取りづらかったら、もちろんリスペークするんですが、遠慮なく途中で手を挙げていただいたりして、知らせていただけたらと思います。

おばあちゃんと散歩に行っていて・・・。

(鈴木委員) 行ったときに何か知らない大人の方が私の方をじろじろ見たり、何か言ったり、私と同じような歳の子どもを連れたお母さんが、自分の子どもがダダをこねて泣いていたときに、「言うことを聞かなきゃあんな子になるよ」ってよく言われたんですよ。

(吉倉弁護士) 「言うことを聞かなかつたらあんな子になるよ」と、鈴木さんの方を見て言われた。

(鈴木委員) 指さして、「近寄ったら病気がうつるから」とかって言われて。でもね、私はこの状態で生まれて、この状態で生きて生活して、なんで「あんな子になる」とか、そんなことを言われなあかんのかなって思ってました。

(吉倉弁護士) 散歩はその後もよく行ってたんですか？

(鈴木委員) そういうことがあって、おばあちゃんが私のためにそういう言葉を聞かさないようにしようと思って、おばあちゃんが、私がかわいいからだんだん外へ散歩に出さなくなつた。

(吉倉弁護士) だんだん散歩に行かなくなつたんですね。

その後、由美さんも小学校に上がる年齢になってきましたね。

先にお兄ちゃんがいるから、お兄ちゃんは小学校に上がってランドセルを買ってもらって登校してたんですよね。近所の子たちは小学校に行ってましたよね。由美さんは、小学校は？

(鈴木委員) 私は行けなかつた。

お兄ちゃんが3つ上で、同じ学校に行きたいなって当時は思つていた。

(吉倉弁護士) 同じ学校に行けるかなと。

(鈴木委員) 同じ学校に行けたら嬉しいなって思つてたけど。でも実は、私行けなかつた。

(吉倉弁護士) どうして行けなかつたんですか？

(鈴木委員) 言葉を良いように言えば、障害があるから、しんどいから来なくていいよっていう感じで就学免除という、当時はそういう制度があつて、もう来なくていいとなつて。でも、裏を返せば、障害者なんだから勉強せんと。車いすの人を世話をしなければいけないのが、すごく・・・。

(吉倉弁護士) スロープつけなあかんとか、世話をしなあかんとか。

(鈴木委員) せなあかんかなということで。障害があるから、世話がしんどいから来なくていいよって、そんなことで行けなかつたです。

(吉倉弁護士) 当時は鈴木さんは就学免除という言葉であつたり、そういう制度があることは知らなかつたんですか？

(鈴木委員) 全然知らない。

(吉倉弁護士) 誰からどんなふうに学校に行けないというふうに聞いたんですか？

(鈴木委員) でもわからなかつた。自然と。

(吉倉弁護士) 勉強というのは、由美さんは、どうやつでしたんですか？

(鈴木委員) おばあちゃんが私が大きくなつたら困らないように、簡単な掛け算とか、引き算とか、足し算を教えてもらいました。

(吉倉弁護士) 学校に行けないと友達とかはいなかつた？ できなかつた？

(鈴木委員) 全然できなかつた。友達にも会えなかつた。

(吉倉弁護士) 遊び相手は？

(鈴木委員) 遊び相手はお兄ちゃんが遊んでくれたりした。おばあちゃんがお絵かきしてくれたり、主にちっちゃいときはテレビとか見たりとか、そんなことで過ごしていました。

(吉倉弁護士) そんなときに、手術の話に移りますけれども、12歳のときに、手術を受けたわけですよね。

誰からどんなふうに手術を切り出されたんですか？

(鈴木委員) 母が「由美、いついつに入院するからな」って言われて、何の入院かなって思つてました。

(吉倉弁護士) 由美さんは何のために入院すると思っていました？

(鈴木委員) 私ね、幼いときにテレビで「ベン・ケーシー」という。

(吉倉弁護士) 海外ドラマの「ベン・ケーシー」？

(鈴木委員) という手術がすごくうまい先生のドラマ、いつも見てたんですよ。あんなふうに入院して、ちょっとでも足が動かせるような手術かなって。

(吉倉弁護士) ちょっとでも足が動かせるようになる手術じゃないかと。

(鈴木委員) 思つてました。

(吉倉弁護士) 手術を受ける前は、体の状態はどんな状態だったんですか？

(鈴木委員) 後ろから支えてもらつたらたつちができた。

(吉倉弁護士) 立てた。

(鈴木委員) それから、自分で、おばあちゃん座り。ぺったん座り。

(吉倉弁護士) おばあちゃん座り、ぺったん座りって、わかります？ 正座はできないけど、脚を外側に広げてペタンと座る。ぺったん座りができたたのね？

(鈴木委員) 自分のハンカチを片手でたたんだりとか、できつてました。

(吉倉弁護士) そういうのがもっとできるようになる手術かなつて想像してたんですね。

(鈴木委員) はい。

(吉倉弁護士) 手術の日のことをお聞きしますけど、結局、特に手術を受ける前に、家族とか病院の先生とかからは何のための入院かというの、説明はなかつたんですか？

(鈴木委員) 一切ありませんでした。

(吉倉弁護士) 手術の日を迎えた。覚えてること、どんなことを覚えてます？

(鈴木委員) あんなことがなかったら、こんなひどい思いはしなかったと思う。

(吉倉弁護士) まず、手術前にどういうことがありましたか?

(鈴木委員) 当時、手術前にはじめに、「お注射するね」って。

(吉倉弁護士) 注射をされた。

(鈴木委員) 注射したら、ウトウトなってきた。ウトウトとしたときに、また、看護師さんが「お腹の中をきれいにするから浣腸しますね」って言われて、かえって、ウトウトとしていたのにそういう感じで起こされて、もう意識がはっきりした。

(吉倉弁護士) 意識がはっきりした。

(鈴木委員) 意識がはっきりした状態で、ライトがいっぱいあるところを通り、手術室に行かされて。

(吉倉弁護士) ストレッチャーで運ばれていったんかな?

(鈴木委員) 白い天井のところに運ばれて。止まつたら手術室だった。

(吉倉弁護士) 手術室までの廊下の天井を意識がはっきりしているから見えるんやね。天井のライトがバーっと動いていた。それで手術室に入ったと。

(鈴木委員) 入つたら大きなライト、手術室のライトがいっぱいあってキラキラして頭の上に音がしたり。

(吉倉弁護士) メスとかの重なる音かな。

(鈴木委員) 先生達は白衣を着て、マスク、帽子、目だけが出ていて、眼鏡をしていて、「怖い!」となって。思って、うわーっと泣いて、お椀みたいなものを口に当てられて、それで気がなくなりました。

(吉倉弁護士) 意識失ったんやね。目を覚ますと、どんな状態?

(鈴木委員) 目を覚ますと、ベッドの上にいて、ベッドで上向いたら、なんかお腹のおへその下あたりが何か突っ張る。

(吉倉弁護士) おへその下あたりが突っ張る。

(鈴木委員) あれ? なんで、寝る前はこんな感じなかったのにな。

(吉倉弁護士) 前はそんな感じなかったのにおかしいなって。

(鈴木委員) なんでって思ってた。

(吉倉弁護士) それ誰かに聞いたりしましたか?

(鈴木委員) わからなかった。聞けなかった。

(吉倉弁護士) 手術らしきものを受けた後も、誰からも何の説明もなかったんですか。

(鈴木委員) ないです。なかったです。

(吉倉弁護士) その後しばらく入院してから自宅に戻られたんですね。自宅に戻られてからの生活はどうでしたか?

(鈴木委員) めっちゃ大変。

(吉倉弁護士) めっちゃ大変。何があったんですか?

(鈴木委員) 私の部屋が病院と同じで、壁が白くてライトも明るいライトをつけてましたから。

(吉倉弁護士) 明るいライトで。

(鈴木委員) 何か違和感が。この感じ。

(吉倉弁護士) 退院して違和感があった。

(鈴木委員) 何かどっかで見たことがあるような、なんかそういう感じがあったけど、そこで、おばあちゃんが私のためにご飯を作ったりしたときに、金属の音がして。スプーンとかの。洗うときにチャリンと音がした。あれ? この音も何か覚えがあるなって思って。一瞬、病院の手術室の場面が浮かんてきて、そしたらもう緊張が激しくなって、痙攣しました。

(吉倉弁護士) そんなことが1回や2回じゃなかったんかな?

(鈴木委員) 1日4回ぐらい。多かったら5回、6回ぐらいありました。

(吉倉弁護士) 病院には行ったんですか?

(鈴木委員) どこの?

(吉倉弁護士) 手術を受けた病院には行ったんですか?

(鈴木委員) 行ってないです。

(吉倉弁護士) 他の病院に行ったんかな。

(鈴木委員) おじさんが痛風で行っていた病院が、近くの整形外科かな、そこに行って。ほんで、そこに連れていってもらって、ちょっと痙攣おさめるために、筋肉注射をしてもらった。痙攣はおさまったけど、その後のしんどさというか。痙攣はおさまったけど気持ちがムカムカしたり、ご飯が食べれなくなったり、それが、10年以上続きました。

(吉倉弁護士) 10年以上続いた。その間に由美さんは成人になっていますよね。12歳で手術を受けて10年以上そんな状態・・・。ほぼ寝たきりのような状態で成人を迎えてということかな。

(鈴木委員) 普通やつたらね、障害があっても、成人式っていうのは出れると思うんだけど、そういう状態で行きたいと思わなかった。寝たきりの状態になった。

(吉倉弁護士) 30歳ぐらいまで寝たきりの状態になった。ずっと寝たきりの状態で駄目だと思い始めて、由美さんはどうしたんでしたっけ?

(鈴木委員) このままの状態で、家人だけの中で、鈴木由美という存在を終わらせたくないと思って。少しずつ、しんどいけどベッドの上で、今日は1分、明日は2分という形で、座るために、もたれて座ることをずっとやって。

(吉倉弁護士) 座る練習を始めたんやね。

(鈴木委員) それで、もう1回、もう一度外に出て、私という鈴木由美という存在をみんなに見てもらいたかったし、そういうふうになんか、自分が家の中で終わらせたくないから、1日何分かけて、何年かけて、こういう状態まで戻しました。

(吉倉弁護士) 車いすに乗れるようになったのは何歳ぐらいですか。

(鈴木委員) おばあちゃんが亡くなった平成元年・・・。

(吉倉弁護士) おばあちゃんが亡くなったのが平成元年だから、36年前だから34歳ぐらいかな。そのときにやっと車椅子に座れるようになって・・・。

(鈴木委員) 座れると思ったら、母に「もう1回車いすに座りたいから」って言って役所行ってきて「車いす作ってもらって」って言ったんだけど、やはり、20何年間寝たきりだから足が曲がらない。

(吉倉弁護士) 足が曲がらないね。

(鈴木委員) はじめはストレッチャーみたいな。

(吉倉弁護士) 足伸ばす形の車いすやね。

(鈴木委員) 頭をずっと起きた状態の車いすを作って、それからぼちぼち自分なりに足が曲がるようになって、角度を変えてもらって、足が曲がるようにしてもらって、でもやっぱり、足が前にいかないように車いすにベルトをつけたり、そんな車いすも何台か・・・。

(吉倉弁護士) 足が前に行かないように。

(鈴木委員) 作り直して何度もこれでいいかなって思って、それでやっとそういう状態で普通の車いすに乗れるようになって。あとはもう、自分で電動の車いすで当時は手で動かしていたんだけど、頸椎を二次障害で頸椎を痛めたから手が自由に動かなくて。

(吉倉弁護士) 二次障害で頸椎を痛めたから手が動かなくなっちゃって。

(鈴木委員) それであごで動かせるような今のこの状態の車椅子に1回もってきてもらって試した。動かせることがわかった。それで今の車いすになりました。

(吉倉弁護士) 少し手術の話に戻るんですけども、手術を受けた直後は、なんかお腹に突っ張りがある、おかしいなと、何かしら手術を受けたんかなという感じだと思うんですけども、それがね、赤ちゃんを産めなくなる不妊手術、子宮を摘出されたんだということが徐々にわかつてきたとは思うんだけども、わかるきっかけとか、何かどんなふうに徐々にわかつてきたのかっていうその辺はどうですか？

(鈴木委員) 私は女の子の従姉妹がいて、「おねちゃんいつ始まった?」って言うから何のことかなってわかんないけれども、ちょっとごまかした。

(吉倉弁護士) それは由美さんがいくつぐらいのとき?手術を受けてどれぐらい経った後なんやろうか。

(鈴木委員) 15くらい。

(吉倉弁護士) 15~6歳。よくわからなくてそのときはごまかした。

(鈴木委員) でもなんか、そういうえば、私その手術が何の手術かっていうのを聞いていないから、おばあちゃんに聞いたら、わかるかなと。

(吉倉弁護士) おばあちゃんに聞いたらわかるかなと思って

(鈴木委員) 「ねえねえ、おばあちゃん。由美が何年か前に病院に入って、怖い思いして、あれ、何のための入院だった？」

(吉倉弁護士) 何のための入院やった？ って聞いたら、おばあちゃんは何と答えたんですか？

(鈴木委員) おばあちゃんが悲しそうな顔で何も言ってない。

(吉倉弁護士) 最初は悲しそうな顔をして何も言ってくれなかった。

(鈴木委員) 「おばあちゃん、私怒らないから、ほんまのこと言うて」 って。「私も聞く権利があるんちゃうか？ もう起こったことは怒らへんから話をして」 って言ったら、たった一言、おばあちゃんは「ママがあんたのためにしたんやで」 って。

(吉倉弁護士) あんたのためにしたんやでと一言言われた

(鈴木委員) 何のことかわからんかった。あんたのためって、何？ どういうこと？ 頭がクエスチョンマークで。

(吉倉弁護士) その後かな？ おばさんとかからの話で生理のこととかを何となく。

(鈴木委員) 私がおばちゃんと一緒に暮らしていた時に、「おばちゃん、後ろのスカート汚れてるよ」 って私が言ってあげた。おばちゃん、スカート汚れているよって。おばちゃんは「始まったんやわ」と言う。何が始まったんかわからんかった。

でも、「由美も大きくなったらこんなふうになるから気をつけよ」 って言われて。なんかわからんかった。それで、「これがあったらいづれは赤ちゃんができることなん。女の子の印やで」 って言われて。

(吉倉弁護士) 大人になったら赤ちゃんができるようになる女の子の印やと言われた。

(鈴木委員) 「そうか、そうなん。そうなんや」 っていう感じで。

(吉倉弁護士) そういう出来事がいろいろ積み重なって徐々に。

(鈴木委員) 私はそんなんないし。

(吉倉弁護士) みんなが始まったとか、いつ来たとかって言ってるもののが自分には始まらないと。

(鈴木委員) 自分はないから「あれ？ なんで？」 って感じで。

(吉倉弁護士) だんだんと受けた手術と生理とかその子どもができるできないとかに関わる手術だったんかっていうのが、じわじわわかってきたんですか。

(鈴木委員) 少しづつ。でも、それがなんでそんなことをされたのかっていうのがわからなかった。

(吉倉弁護士) なんでそんなことされたのかがわからなかった。

(鈴木委員) そうですよね。学校も行っていないから性教育も何もわからないからなんでかな？ って。

(吉倉弁護士) 由美さん当時はね、どうやって子どもが赤ちゃんができるかっていうのもわからなかったっておっしゃっていたものね。

(鈴木委員) だってチューして赤ちゃんができると思ってた。

(吉倉弁護士) キスしたら赤ちゃんができるとか、その当時とか直後はそう思ってたものね。誰も教えてくれないし。

(鈴木委員) うん。

(吉倉弁護士) 徐々に大人になって外に出るようになったぐらいにはある程度わかつて、自分が受けた手術の意味がわかつてきて。由美さん43歳の頃やね。結婚されたんやね。そのときには、自分が子どもができない体なんやっていう認識はあったのかな。

(鈴木委員) あった。ただ、そのときに、夫のお母さんに反対されてんけど。

(吉倉弁護士) 夫になる人には自分は子どもはできないんだっていうのは伝えていたんですか?

(鈴木委員) うん、私はもしかしたら、赤ちゃんできへんかもとわかんないけど、と言った。それでもいいよって。

(吉倉弁護士) それでもいいよって言われて結婚を決めたんですね?

(鈴木委員) 夫の母が結婚の1週間前に電話をかけてきて、私に、今でも覚えているけれども、「結婚はお互い子孫繁栄のために結婚するんや」。

(吉倉弁護士) 「子孫繁栄のために結婚するんや」と。

(鈴木委員) 「それがあなたにできますか?」と言われたときは、できるって言われへんかった。だってもう、赤ちゃんできないっていうことが薄々わかっていたから。

(吉倉弁護士) 何も言えなかつたんよね。ただ夫になる人はそれでもということで結婚したわけやね。

(鈴木委員) 結婚していろいろあって離婚するときに、夫が「子どもがおつたら、子どもができとつたら、こんなことならへんかったのにな」と。

(吉倉弁護士) 子どもができていたらこんなことならんかったかもなって。こんなことっていうのは、離婚に至るようなことっていうことを一言言われた。

(鈴木委員) 「いやいや、あんたがいいって言ったから結婚したんや」って。今更何を言ってんの。面倒くさかった。反論したかったけど、「もうええわ」と思うて。それはあんたがええって言つたし、「はい」って言って結婚したから、私と結婚したら、当然、反対されるし家族もお母さんも、絶対反対するから。それでもええの?って私は何回か言った。

(吉倉弁護士) 何度も言ったのに、それでOKしてくれたのに・・・。

(鈴木委員) それなのにそんなこと言ったから、「いやいやあんたがOKやって言ったやん」って思って。

(吉倉弁護士) そんな経験もしながら、その後ね。時間が経って、裁判につながるそきっかけについて教えてもらいたいんですけども。

(鈴木委員) テレビニュースで仙台の飯塚さんのニュースを見て、20年間いろんな

ことで闘って、やっと仙台で訴訟をしたということをニュースで見たんだけれども、話を聞けば、「あれ？何か、私によく似てるな」と思って、そのニュースを見て、終わってから読売テレビの方に何回もメッセージを送って、「先ほどテレビのニュースで見たんだけど、何か私と同じ。私も同じようなことがあったんですけど」って言ったら「わかりました。折り返します」って、折り返し電話をもらって、「一度お話を聞かせていただけますか」って言われて「いいですよ」って言ってそのディレクターの方が。

(吉倉弁護士) ディレクターの方と会った。

(鈴木委員) 私も「こうこうなんです」って言って、「鈴木さんどうなさるんですか」って言うから「何をですか？」と。

(吉倉弁護士) どうって「何をどうするの？」って質問を返したんですね。

(鈴木委員) 「裁判ですけど」って。

(吉倉弁護士) 「裁判するんですか？」っていう意味でディレクターの方は聞かれてたんやね。

(鈴木委員) 「でもそういうことがどうやっていいか、どうしていいのかわかんないんですけど」って言ったら、そのディレクターの方が「今いろんなことを取材をさせてもらってるから、知り合いの弁護士さんに話をしてもつなぎましょうか？」と言われて「だったら、お願ひします」と言って。

(吉倉弁護士) 先に、ご夫婦の取材をしていたからその弁護士につなぎましょうか？と言ってもらったんですね。

(鈴木委員) 「知り合いの弁護士がいるからそこにお話をさせてもらえますか？」って言われて、「ではお願ひします」と言って、知り合いの弁護士さんに来ていただいて。

(吉倉弁護士) それで裁判を起こすこといろいろあってなったということでね。

最初由美さんね、名前を仮名にするのかどうするのかという話があったと思うんですけど、結果は今は本名で活動されてますけど、その辺の経緯は。

(鈴木委員) はじめ、仮名にしようかなって思ったのは、やはり、私個人のことなんんですけど、今入っているヘルパーの事業所に対して、迷惑がかからないかなと。

(吉倉弁護士) ヘルパーの事業所とかに迷惑がかからないかなって思った。

(鈴木委員) 仮名の方がいいかなと思って迷惑がかからないようにしたいなって思つたんだけど。会見の5分前に、よくよく考えて「ちょっと待てよ」と。これ、私が以前、仙台のニュースを見て、私がこうやってできたのも、仙台のニュースがあったからこうやって闘えることになって。

(吉倉弁護士) 仙台のニュースを見て自分もこうやって闘えるようになったから。

(鈴木委員) 私と同じような人がまだいっぱいいるかもと思ったら、ちょっと待つて、私と同じような人が出てきてほしいからと思って。会見5分前に。

(吉倉弁護士) 記者会見の直前5分前に、「私、本名でいく」って。

(鈴木委員) 私の本名と顔を出す。よく考えたら私が悪くないもん。

(吉倉弁護士) 私は何も悪いことはしてないと。

(鈴木委員) 国がこんな変な制度を作った。こんな苦しめている、苦しんでいる人がたくさんいるから、私は顔も声も出し、名前も本名でいきますと言つて。

(吉倉弁護士) 5分前に覚悟を決めたと。だんだん時間が、ごめんなさいね、押してきてるんだけど。裁判ではね、一審の地裁では負けましたよね。高裁で逆転して最高裁が維持ということなんだけど、地裁ではね、要は時間切れだよと、除斥期間といって、時間切れだよといわれて負けちゃいましたよね。それについてどう思いました?

(鈴木委員) 時間切れっていっても、ちらはそういうことも含めて情報がなかつた。20年間情報がなかつた。情報が入ってきたらわかつたと思うけど、それ一切何もない、社会経験もない、学校も行ってない。

(吉倉弁護士) 社会経験もない、情報もないのに。

(鈴木委員) そんなこと言われても、国が勝手に作った、国が勝手に作っただけだらうと思って。

(吉倉弁護士) 国が勝手に作っておいてね。裁判では、最終的に勝ちましたけれど、やっぱり、今でも障害のある方に対する差別とか偏見とかあるなと思うことはありますか?

(鈴木委員) ありますね。この間も、私は電車に乗るのを待つてたら、おっちゃんが「障害者はこんなところに来るな」とか言っていた。また、あほの人がおるなってと思って。

(吉倉弁護士) あほな人があほなこと言つてるなと思うことがあつたんですね。

(鈴木委員) もうええやん。あほな人はほつといたらええねん。あの人わからんから、そういう教育をされてるからしようがないわって。でもこれだけは言っておきたいことがあるねん。これからこの分科会で、共にうまくできるようになるためには、やっぱり障害のある方、ない方含めて一緒に作つていただきたい。

(吉倉弁護士) 一緒にね。

(鈴木委員) やっぱり差別のない、本当に差別のない世の中になるためには、時間がかかると思うけど、本当にいつでも差別がないような社会を、共に障害者が入れるよう。

(吉倉弁護士) 一緒にというのは、やっぱり小さい頃から教育の場面でもというふうに思われますか?

(鈴木委員) そうそう、教育の場面とか。どこに行ってもジロジロ見たり、見られたりっていうのもある。本当に私今も思うんだけど、ヘルパーには「あんたらだまつときや」って言つんだけど、やっぱりどこかに出かけたら、駅員さんが私の方を見なくつて。

(吉倉弁護士) 駅員さんが鈴木さんの方を見ずに。

(鈴木委員) ヘルパーの方に話しかけるから。「どこ行くんですか」とか。「何をなさるんですか」とか。「一切しゃべったらあかん。私が対応する」と言うんだけど。いまだにある。

(吉倉弁護士) いまだに自分に話しかけずにヘルパーさんにばかり話しかける。

(鈴木委員) 買い物にいっても、昔、服を買いに行っても、店員さんが「何になさいますか?」とヘルパーに向かって言うから、「あんたあほか」と。

(吉倉弁護士) あんた、ヘルパーさんが買いに来たんちゃうと。

(鈴木委員) 「私が買うねんで。どこ見とん?」と。「客は私やで。障害があつても、客やで。馬鹿にせんといて」と言って、「他の店に行こう」って言って、その店に行かへんかった。だから、何をやっても、障害がある人に対しては、人権がないというか。

(吉倉弁護士) 人権がないと感じることが今まだまだあると。

(鈴木委員) そのためにはやっぱり法律を作り直さないとあかんし、国の方もともに同じように私達も入れて新たな生活をしてほしいと思います。

(吉倉弁護士) まだまだ由美さんに話してほしいことはあるんですけど、お時間の関係もあるので、ここから、事前に委員の皆さんから質問をいただいていましたので、その質問についてお答えいただきたいと思っています。上東委員より質問です。

手術を受けた後、手術のことを思い出し、緊張状態になったそうですが、それはどのくらいの期間続きましたか?と。この質問は先ほど、お答えいただいて、20年ぐらい続いたと。20年、30年、いまだに病院に行くのは本当は嫌だとおっしゃってましたね。

(鈴木委員) 行きたくない。しゃあないから行くけど。

(吉倉弁護士) 本当だったらね。思い出すんですよね

(鈴木委員) まだ最近は、看護師さんも白衣を着てないから。

(吉倉弁護士) 白衣を最近は看護師さんが着てないからまだまし。やっぱり思い出して、いい気はしないね。あとその他にも、緊張状態になったという他にも、手術が体に与えた影響があつたら教えてくださいということで。これも緊張状態からきてるのかなと思いますけど、できていたことができなくなってしまったというのをおっしゃってましたよね。例えば。

(鈴木委員) 例えば、立っちできなくなつたとか。

(吉倉弁護士) 支えてもらつたら立てたのにそれができなくなつちやつたとか。お絵かきができない。

(鈴木委員) お絵かきができない。あとは、ぺったん座りが。

(吉倉弁護士) さつきのぺたんこ座りができたのに手術後はそんな状態、寝たきり状態で。

(鈴木委員) だから私はショックで頭の脳の片隅が萎縮して。

(吉倉弁護士) ショックが強すぎて。

(鈴木委員) 委縮して、動けなくなつたと思う。

(吉倉弁護士) 脳にも影響があつたんじやないかと。

陳述書についている写真、通し番号 26 分の 16 ページのところに、写真 1 の真ん中、小さい頃の由美さんですけど、これはお兄ちゃんと将棋をやつていたりするんですね。このときは、手がある程度上に、前に挙げたりとか、少し曲げてたんですよ。それも手術後は、ままならなくなつたね。

あとご質問ですけれども、病院は鈴木さんの意思を確認することなく手術を行つたようですが、医療関係者に対して訴えたいこと、言いたいことがあつたら教えてください。

(鈴木委員) 手違いで。

(吉倉弁護士) 手違いで、本当だったら浣腸した後に、麻酔をね。

(鈴木委員) 麻酔を打つて欲しかつたけど反対になつちゃつたから 20 年間という寝たきりの暗いイメージができたと。

(吉倉弁護士) もちろん手術自体あり得ないんだけど、それだけじゃなく 20 年、 30 年奪われた。

(鈴木委員) 本当に返して欲しい。20 年間。だって普通やつたら綺麗な服を着たりとか。遊びに行つたりとか。成人式やつたら、晴れ着を着て行けたり。というのは一切私はなかつた。20 年間という思い、時間は私にはすごく大切な 20 年間でした。

(吉倉弁護士) あと質問ですけど、鈴木さんの周囲でも同じような手術を受けた方をご存知ですか? という質問です。

(鈴木委員) それはわからないんですけども。

(吉倉弁護士) 鈴木さん自身は直接聞いたことはないんですね。

(鈴木委員) ないです。

(吉倉弁護士) ただ通つていた事業所の施設長さんから「由美、お前もか」みたいなことを言つたことはあつたっていうことでしたね。施設長さんは他にも知つてゐる?

(鈴木委員) それがどういう意味で「お前もか」と言つたかわからないけど、「由美、お前もか」と言つて「何が?」って思つた。

(吉倉弁護士) そのときはよくわからなかつたんですね。由美さんの周りではどちらかというと、同じ手術は受けていないだろうというか、生理がちゃんときていて、みたいな話を聞く方が多かつたんですかね。

あとですね、藤原久美子委員からのご質問です。ほぼ寝たきりの状態になつたっていうのが、おそらく P T S D というトラウマみたいな状態だったと思いますと。

その手術を促した行政あるいは病院から、由美さんの手術後の体調を尋ねてくるよ

うなことはなかったんでしょうか？何かしら医学的な介入が行政、病院、手術を受けた病院からはなかったんでしょうか？

(鈴木委員) 一切ありません。

(吉倉弁護士) それは家族が拒否したとかそういう理由ではない。そもそもなかつた。

(鈴木委員) なかつた。

(吉倉弁護士) 手術後の経過観察みたいなことで、同じ病院に行くことも記憶としてはないんですね。

(鈴木委員) ないし、大きい病院から連絡もなかつたです。

(吉倉弁護士) 連絡もなかつた。あとですね、今のようなネット社会では当時なかつたですね。由美さんの情報源といつたらどういうものでしたか？

(鈴木委員) 情報源・・・、テレビかな。

(吉倉弁護士) T Vが中心ですかね。

(鈴木委員) 学校に行ってないから、テレビにでている人の名前とか、歌のタイトルで漢字を覚えたり。

(吉倉弁護士) その都度おばあちゃんに聞いたりして。

(鈴木委員) 漢字も難しい。「君」っていうときも、1個は「きみ」だし、「くん」と読んだり。

(吉倉弁護士) 「きみ」と読んだり「くん」って読んだり。

(鈴木委員) なんで？って。

(吉倉弁護士) 難しいですよね。

次に大橋委員からの質問です。由美さんと同じように何の説明も受けずに子宮摘出をされた方もおられると思います。由美さんはそういう人にお会いましたか？という、先ほどの質問と同じですが。ここは直接は出会っていないということですね。

同じ経験をしている人たちに補償法の申請についてどう伝えていったらいいのか、お考えやアイディア、もしくは逆に難しい課題とかあればお聞かせください。

(鈴木委員) もしかしたらそういう方がいらしたら、役所とか県とか、いろんなところに簡単なリーフレットを置いておくとか。今だったらネット社会だから、ネットでこういうのがあったら簡単に、来てください、連絡してくださいっていうのもありかななど。

(吉倉弁護士) S N Sとかかな。Y o u T u b eとか。

(鈴木委員) いろんな形で行った方がいいと思う。今の社会は、みんな携帯を持ってるし、Y o u T u b eとか見れるから。

(吉倉弁護士) 由美さんもY o u T u b eとか結構見ますか？

(鈴木委員) はい。いろんな方法でやった方がいいと思う。

(吉倉弁護士) 事前にいただいていた質問は以上になります。

(関口事務局次長) ありがとうございます。お時間の都合があるんですが、ご質問がある方がもしいらっしゃったら、お一人かお二人、もしありましたら、挙手の上お願ひできますでしょうか。

それでは藤井さんお願ひします。

(藤井委員) 鈴木さん、藤井です。どうもありがとうございました。

鈴木さんとこの検証会議をご一緒することをとても誇らしく思います。質問なんですが、鈴木さんもこの検証委員として入ったわけだけど、この検証会議に期待したいこと、自分で「これは」という期待があれば述べてほしいです。あるいは鈴木さんの検証会議の委員としての決意、気持ちですよね。これら、もし聞かせていただければと思いますがいかがでしょうか。

(鈴木委員) 私、例えば、みんな障害者の方が本当に暮らせるように社会を変えていきたいと思うし、国も、今、いろんなことで首相が変わったりしてはるけども、約束していただいたことを守ってほしいし。

(吉倉弁護士) 前の首相が約束したことをちゃんと引き継いで。

(鈴木委員) こども家庭庁の方もそうだし、他の方もともに当たり前に暮らせるように、私たちが入って暮らせるようないい制度を作ってほしいと。それに、私が暮らせるのもヘルパーがいなかつたら、暮らせない。ヘルパーのお給料ももっと上げてほしい。

(吉倉弁護士) ヘルパーさんの給料ももっと上げてほしい。

(鈴木委員) ヘルパーさんになる方も多くなると思う。今のお給料やつたら、ヘルパーなんかならんって。ヘルパーになろうかなと思ってもなれない人もいると思う。だからヘルパーの給料を上げたらもっともっとやりたい方もいると思う。特にいろんな制度を使う私達も、やっぱりヘルパーが必要やし。

(吉倉弁護士) 支えてくれる人の待遇をもっとよくしてほしいと。それが自分の、障害のある方の生活の充実に繋がるということやね。

(鈴木委員) 私は一人暮らしができるような制度を作ってほしい。学校も行けるようにして欲しいし、働く場も十分に。重度障害があっても、家でオンラインでできるような仕事もできるような社会を国として作ってほしいし、そのことを言つていかなきや、私の分科会は終わらないと思います。以上です。

(関口事務局次長) ありがとうございました。

(田門委員) すみません。田門ですけど、質問1つよろしいでしょうか。

(関口事務局次長) 手短にお願いします。

(田門委員) すみません。田門です。

裁判を起こしたという決意をした背景に、背景の中の一つに、例えば自立生活で活動した経験も含まれていますか?ということをお伺いしたいです。

(鈴木委員) はい、あります。

私は障害があっても、自分でやりたいことをやりたいと思って、母にも反対されたけど、一人暮らしも29年になりました。来年で30年です。

(吉倉弁護士) 一人暮らしを始めて来年30周年なんですね。

(鈴木委員) やっぱり1人じやないけど、私が頑張っている姿を見てもらったら、支えてくれるヘルパーもボランティアさんも「ああ、由美さん頑張ってるから、行くかな、言ってあげないとあかんな」と思ってもらえるようなことをしていかなあかんなとこれからも思います。以上です。

(関口事務局次長) どうもありがとうございました。それではヒアリングは終了させてもらいたいと思います。

鈴木さん、吉倉さん、どうもありがとうございました。

ここからは座長に進行をお戻ししたいと思います。座長、よろしくお願ひします。

(松原座長) 鈴木さん、大変貴重なお話ありがとうございました。共有してくださった資料だけでは伺い知れない大事なお話をこの場で聞くことができたと思います。

では、議事を進行してまいります。

各分科会からの報告をいただきます。前回の検証会議から本日までの間、全ての分科会で会議が行われました。そして、各分科会の委員長は、分科会委員の互選により、次のように決まりました。

第1分科会の委員長は、利光委員。

第2分科会の委員長は、齋藤委員。

第3分科会の委員長は、坂元委員です。

本日は、それぞれの会議で議論された内容をご報告いただきたいと思います。

特に、他の分科会と分担や調整をしたいというような事項がありましたら、その点もあわせてお願ひいたします。

資料は2からとなります。では、まず第1分科会、利光委員。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会は委員が3人という少人数ですので、1回目の会議は10月27日に行われた前回の検証会議の終了後に、松原座長と関口事務局次長も同席していただいて、対面でごく短時間でしたけれども行いました。

そこでは、主として利光を委員長として選任すること、あるいは今後収集する資料や記録等の保存場所とか保存方法について話し合いました。

2回目の会議は、資料の20ページですけれども、11月12日にオンラインで座長あるいは事務局も参加していただいて実施しております。主な議題は、今後どのように調査を進めていくかということです。

まず、調査の全体像としては、一つ目の柱としては、資料や記録の収集とその調査、二つ目の柱としては、優生保護法被害者の方々をはじめとして、この優生保護法に関連する幅広い関係者へのヒアリング調査を行いたいと考えております。

調査項目についてですけれども、まず一つ目として、国、都道府県、市町村に対する公文書等の調査ですね。

全国的、網羅的に、できる限り、墨塗り（マスキング）のない形での資料請求を進めること、その際には、優生手術及び子宮・卵巣・睾丸の摘出であったりとか、卵巣への放射線照射といった法定外の手術に加えて、人工妊娠中絶についての調査も行うということを計画しております。

二つ目として、医療施設や福祉施設については、回答しやすいような丁寧な案内を付した上で、全国的な照会を行う方向で検討しています。その際には、優生手術等に加えて、中絶についての調査も実施する予定です。

加えて、代表的な施設ですね。例えば、国会調査のときに資料記録がある又はある可能性があると回答した施設、一時金支給法や補償法で認定された方々、あるいは国賠訴訟の原告の方々が関係されていた施設、その他、もともと国や都道府県の管轄下にあった施設等ですね、そういう施設に対しては、診療録やケース記録等の開示を含めた調査協力を求めるということを検討しております。そのために、対象候補となる施設を各方面の方々の協力を得ながら、リストアップをする作業を現在進めているところです。

三つ目ですけれども、検証会議の調査が国会調査の大きく異なる項目としては、人工妊娠中絶についての調査をすることがあるわけですけれども、これをできる限り網羅的な調査とするために、前述の国や自治体、医療・福祉施設への調査に加えて、優生保護法指定医に対する調査を、医師会等への協力を求めながら実施する方向で検討しております。

その際には、子宮・卵巣の摘出、卵巣への放射線照射についての調査も同時に行う予定です。

四つ目として、ハンセン病療養所についての詳細な調査というのを実施したいと考えています。

五つ目として、教育機関についての全国的な調査も必要だと考えていますけれども、この教育関係については、できれば第2分科会、あるいは第3分科会で分担していただけないとありがたいと考えております。

六つ目として、本土復帰まで国民優生法が継続していた沖縄県について、優生手術や、あるいは中絶の実態について、これらに詳しい研究者の方々の協力を得ながら、調査をする予定です。

また、今後、各都道府県において独自に調査や検証が開始されると期待されますので、それらと連携を取りながら調査を進めたいというふうに考えています。

第1分科会の今後の直近のスケジュールですけれども、この会議が終わった後、3回目の分科会を対面で行う予定です。以上です。

（松原座長）利光委員、ありがとうございました。

それでは、第2分科会のご報告、齋藤委員よろしくお願ひいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の委員長を拝命いたしました齋藤有紀子と申します。これから第2分科会の報告をします。

第2分科会は8名で構成されています。先週、第1回会議がオンラインで行われました。分科会メンバー全員と、オブザーバー3名の出席がありました。

最初に、第2分科会が担う課題というのを改めて確認をいたしました。

大きなテーマは優生手術等、または人工妊娠中絶を強いられるような事態が生じた原因に対する検証です。

柱となっているテーマが二つありますて、昭和23年に優生保護法が制定されたことの検証。それから昭和23年に制定された同法が平成8年まで改廃されなかったことの検証です。

つまり、主として優生保護法の制定から改定までの時期を検証するということが目的となっています。

他の分科会にある「調査」という文言が入っていないのですけれども、検証のためには、その前に必要な資料を集めて、読み込んだり、関係者へのヒアリングを行って、検討するという作業が必要ですので、第2分科会でも、軸足は検証におきながら、必要十分な資料収集やインタビューを行うべきということが確認されました。

また、ヒアリングに対しては、複数のメンバーが対面で伺い、礼を尽くして行うということが望ましいということも確認されました。

続いて、具体的な調査先について検討を行いました。

議事要旨にも記されていますが、国の機関が持つ文書や国会や省庁の文書、それから政党や地方自治体が持つ文書の照会を行い、その関係者の話を伺うことが提案されました。

ご存知のように現在厚労省が2018年に行った調査による保管資料がネットに公開されていますが、2023年の国会報告書と照らして見直したり、また最高裁判決後の視点から見ていくと、新たな論点を見出せたり、さらに必要な資料や調査先を見出せるのではないかとなりました。

また、不妊手術が行われた背景や当事者が置かれた環境を検証するためには、医療機関、福祉施設、教育機関、これはろう学校、盲学校、養護学校、教員養成大学などですが、そういうところへのヒアリングも必要になるだろうということになりました。

調査の照会先は、第1分科会と重なる可能性がありますので、情報共有しながら進められるとよいということになりました。

あとは図書館の調査も意義があるのではという話になりました。

自治体の図書館はもとより、公文書館ですね、それから医療系大学の図書館、保健医療関係団体の図書館などに相談して閲覧に直接伺う可能性、必要性も指摘されました。

た。

また、図書館にある医療関係者の個人手記などに関係の記述が残っている可能性も指摘されました。

最後に、優生保護法改正後、あるいは最高裁判決後の今も残っている差別的表現や制度についても目を配ることで、優生保護法が持っていた日本社会への影響を検証できる可能性があるという意見も出されました。

優生保護法改正後あるいは最高裁判決後の社会の動きなどは第3分科会とも情報共有させていただければということになりました。

以上の議論を踏まえて、今後、調査先の更なるリストアップを行うということを決めて、会議は終了しました。

次回会議は12月22日に開催の予定です。

第2分科会からの報告は以上となります。

(松原座長) 齋藤委員、ありがとうございました。では続きまして、第3分科会の報告をお願いします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。

第3分科会は11月10日月曜日、9時30分から11時30分までオンライン会議で行われまして、11名の委員が出席されました。

松原座長にもオブザーバーとしてご出席いただきました。

当日には互選により坂元が第3分科会の委員長に選出をされました。微力ですが何とかこの大役を皆さんのご協力を得ながら務めさせていただこうと考えております。よろしくお願ひいたします。

第1回会議では、第3分科会として、今後の調査、検証等の方針に関して話し合いが行われ、各委員から次のような意見が出ましたので、概略をご報告いたします。

第1に、差別、偏見を根絶するための新しい立法体系などの仕組み作り。中でも、国内人権機関の設立について提言をすべきであるとの意見。

第2に、分離教育により、偏見・差別が根付いてしまっている。教育実践、教育行政の対応について調査すべきであるとの意見。

第3に、多くの精神障害者は優生手術の被害に遭い、現在もなお、同様の問題が精神科医療分野で生じている。人権課題として取り上げ、調査、検証すべきであるとの意見。

第4に、1996年の母体保護法改正時の議論状況について調査すべきであるとの意見。

第5に、優生政策に対する各国の対応、障害者権利委員会等の国際機関の各国に対する総括所見等を分析すべきであるとの意見。

第6に、各学会が調査、検証した報告書を参照すべきであると。まだ調査、検証を行っていない学会に対する照会もすべきである。こういう意見が出ました。

そして、今後のスケジュールとして、各委員において、第3分科会で調査検証、検討が必要と考える項目、それに対応する調査手法、これは照会先も含みます。これらをリストアップし、11月28日金曜日までに委員で共有することが合意され、委員の皆様からご提出をいただきました。

照会先に関連して遅くとも年度内には収集が必要な資料の抽出、収集先・照会先の選定を行い、先ほどの第2分科会の報告と同様ですが、他の分科会との調整の上で開示請求や照会を行うことが合意されました。

最後に、次回の会議を12月15日月曜日15時から17時までオンライン会議で行うことを合意し、散会いたしました。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長、ありがとうございました。

前回の検証会議において、検証の三つの柱に対応する三つの分科会が具体的にどのような問題を検討していくのかについて整理いたしました。それを踏まえて、各分科会で今ご報告があったように、会議を開いていただいております。

要旨や、それからただいまの報告にもありましたように、重複するところも多々ございます。

こういったことについて、今後、しっかりと整理をし、役割分担をしながら、機動的に検証を進めていきたいと思っております。

なお、分科会間の情報共有や議論に関しては、座長と委員長の調整会議のようなものを持っております。さらに、全委員が、所属以外の他の分科会にオブザーバー参加できるということにもしております。

第1回につきましては、日程調整の関係からオブザーバー参加が叶わなかった方もいらっしゃるかと思うんですが、今後は、事前に、次回の分科会の日程を共有いたしまして、ご都合がつく範囲でオブザーバー参加も積極的におすすめいただきたいと思っております。それでは、少し時間が押しておりますけれども、ただいまの報告を踏まえ、意見交換をしたいと思います。なお、本日出席を予定されていた池田委員から体調不良ということで、メールでご意見を伺っておりますので、まず先にそちらの方を事務局から共有していただきます。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。池田委員から主に第2分科会へのご要望ということでいただいたご意見を読み上げさせていただきます。

私・池田は第3分科会でインクルーシブ教育に向けた教育制度改革が、これまでのような人権侵害を繰り返さないために必要なことの一つだと思い、それについて検討していくたいと思っています。そのためには、これまでの別学体制の教育制度のあり方を歴史的に検証しておくことが必要と感じます。

例えば、1979年の養護学校義務化の時に、それを差別制度であるとしてさまざま反対運動があったことを、当時の文部省はどう受け止めていたのか。さまざまな教育関係

団体との話し合いのなかで、別学を正当化する理屈をどう説明してきたのか、説明してこなかったのかなど、学校教育の根底に流れる能力主義に基づく優生思想を定着させたこの制度設計の歴史的経緯を、第2分科会での調査項目の中に入れることができかどうか、ご検討いただけないでしょうか。

子どもの時から出会うこともなく過ごし、しかも、序列をつけられ、「障害児」を劣ったものとみなす「まなざし」を、「健常」とされる子どもだけではなく、「障害児」とされる子どもにも刷り込んでいく学校のあり方からは、共に社会を構築していく活動的市民は生まれないのでないかと思います。

最近では、大学進学率の計算の母数である18歳人口の中に特別支援学校の中学校部に在籍していた者を入れていなかったことが報道されました。学校基本調査という公的統計においても「18歳人口」から障害児は除外されていたわけです。

また、民間においても、障害児だけを集めた遊びの場がつくられ、保護者から好評であるという新聞記事もありました。学習の場だけではなく遊びの場さえも分けていく発想が浸透しています。

このような発想が、教育政策という枠組みにおいてどのように形成されてきたのかを解明する必要を感じています。第3分科会と第2分科会とでこのような問題に迫ればと思っています。

以上です。

(松原座長) 池田委員、ありがとうございました。

第2分科会のテーマの担当項目の中に教育界の果たした役割に関する調査というのも含まれているということを踏まえたご意見だったかと思います。先ほどの鈴木委員のお話にも教育の重要性が含まれておりました。

それでは、他に委員の方々、ご意見がありましたらお願ひいたします。

では、おふたり手を挙げられました。まず、藤原久美子さんからお願ひいたします。

(藤原久美子委員) 藤原久美子です。

今日は本当に貴重な機会をありがとうございます。

先日、私は障害法学会というところで、このテーマ、優生思想などを扱うパネルディスカッションに参加させていただいたときに、求める会でもずっと活動されていた東大の市野川さんが出られていて、彼からは、最高裁判決が出て、喜びというよりは、悔しさ、なぜもっと早く98年とか勧告などが出たときから、もっとできなかつたのかという、そういうご自身が発生することはないと思うんだけれどもその悔しさが出ていました。

その中でやはり憲法13条の「公共の福祉」というその言葉で、これが最高裁の方でも、この言葉の扱いについては、判決文では全く書かれていないというか、スルーされているというご発言があって、あと、会場からも結構この「公共の福祉」という

言葉はいいように使われているというか、様々な判決文の中でもちよつと、いまいちどこが本当にこれだというものがいなかったり、そういうことがあって。すみません、私、研究者ではないもので、きちんとした議論はわかつてないところで発言しておりますので、また詳しく憲法の詳しい方とかに聞いていただければと思うんですけど、そういう定義があったということ。それと、あとこれは会場からあったんですが、憲法の中で、地裁では今回の判決の中で、リプロダクティブ権、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性と生殖に関する健康／権利が入っていたけれど、最高裁判決にはなかった。これは、憲法解釈と、解釈まで言われたか、憲法としては、なんというのか下がってしまった。価値が下がってしまったというか。

人生被害というところに置き換えられてしまったところで、ちょっとどうなのか、というようなご提起があって、そのとき、優生保護法裁判の大坂の弁護士の辻川さんが参加されていたので、リプロダクティブということ自体がなかなか日本ではまだ定着していないし、裁判関係においてもきちんと議論が尽くされていないので、やはりそこに焦点を当てて、裁判を勝たないといけないというところで、ちょっとそこは出せなかつたんだ、というご説明もあつたりしたんですけども、やはりこの問題って、そこはすごく大きいと思うんですね。

今の由美さんのお話を聞いても、もしきちんとこの権利があつたら性教育だってきちんと受けられて、良い情報もあって、そして産まないとか産めない人の権利というものがもつときちんとあつたら、ここまで由美さんも苦しまないでも、少しあは。もちろん手術されたということは苦しいことだけれども、もう少しそういったところが和らぐというか、ここまで苦しまなくとも済んだのではないか。

そういう意味では、東京高裁の裁判官が、北さんが子どもをもてないことになっても、あなたの尊厳は変わらないですよと言ったことがあつたけれど、その辺は、最高裁では、判決では、あまり出なかつたということがあるので、そういったところをどう検証していくか。全体の分科会にも共通するテーマだと思いましたので発言させていただきました。

(松原座長) 藤原久美子さん、ありがとうございました。おっしゃる通り、全体に関する大きい点をお示しいただいたと思います。では先ほど手を挙げていただいた佐々木さん、お願いいいたします。

(佐々木委員) 佐々木信夫でございます。第3分科会では、私が問題提起したところが一つ抜けていまして、私は憲法の学説史、それから、法学の観点、及びその他の学説史において、なぜ障害者の権利とか、精神障害者の権利という、そういう観点が抜けてきたのか。憲法学でもそうですね。それらを糾弾するんではなくて検証してほしいと思っています。それから判例分析です。判例の中で、日本の障害者に関する判例がどのようなものがあつてどのように扱われてきたか、その学説史、判例史の分析が必要だと思います。それから、裁判所の対応を裁判所にヒアリングして、裁判所は

どう考えているんですかと聞かなければならない。裁判所がそれに応えるかどうかは別として、必要だと思います。それから障害法学会ですね。障害法学会にもヒアリングすることが必要だと思います。最後に一つ申し上げると、個人の尊厳を超える公益などというものは、日本国憲法のもとではあり得ないと私は思います。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。第3分科会の議論を補足していただいたというところかと思います。

司法や法律に関しては、第2分科会の検討項目に挙がっておりますが、やはり全体で適切に連携して進めるべきポイントかと思います。他にはご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

(松原座長) では、坂元さん。

(坂元委員) 藤原委員のご発言をお聞きしまして一言発言させていただきたいと思いました。

旧優生保護法が存在していたときに、このような法律に基づいて強制的な不妊手術その他が行われているのに、厚労省に抗議したときに、厚労省は「これは合法なんだから仕方がないんだ」ということを言っていました。これに対して、国際人権機関は、こうした旧優生保護法について、これが実施されていることについて非難をし、勧告いたしました。

先ほど、藤原委員のご発言の中で、憲法13条の「公共の福祉」について議論がありましたけれども、これも自由権規約委員会の場で、「公共の福祉」という曖昧な概念がかなり適宜使用されているということについて非難がなされておりました。ですから、今日ご指摘いただいたような論点については、第3分科会で国際的な対応というところで、我々がこの問題についても合わせて検証していきたいと思っております。

(松原座長) ありがとうございます。

(松原座長) お二人手を挙げています。大橋さん、それから次に上東さん。

時間の関係で、あと可能であれば、お一人ぐらいになるんですが、よろしいでしょうか。

(大橋委員) 鈴木さん、ありがとうございました。

項目にもでていますが、子宮摘出、卵巣摘出、そして睪丸摘出、要するに優生保護法にも違反した手術ですので厚労省厚生省の統計には全く入っていない数字なわけですね。

医療行為としてなされているわけですので、その調査の難しさがとても懸念されます。

一方で、障害当事者の方、あるいは近くにいる方が、こういう形で手術をした、月経の介助が大変だからという理由で子宮を取ったというお話を聞きます。

不妊手術では子宮はなくならないわけですから、ですからやはり医療界の協力というか、不可欠だと思うんです。優生手術ということの調査では、この子宮摘出は出て

こないわけなので、そこをどうしたらいいのかということを、女性だったら産婦人科、男性の場合は泌尿器科になるのでしょうか。医療界に、どういう形で被害の調査をするか、あと実際に手記とかを書いている人へのヒアリングなり、調査がぜひ必要だということ、これは多分、第1から第3分科会それぞれに通じるかと思いますので、ぜひここで共有しておきたいなと思いました。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。それでは上東さん、お願ひします。

(上東委員) 鈴木さん、今日はどうもありがとうございました。先ほどの池田先生のご提案で、私もちょっと思い出したんですけど、教育分野は、実は最初に「優生」というのを取り上げてきた分野でした。戦前、医学や生理学の雑誌よりも教育分野の雑誌で、最も多く「優生」について取り上げていたという研究を、長崎の平田勝政先生がされています。優生保護法の前史になりますが、1917年に「大日本優生会」という組織が設立されています。ここには様々な識者が入っていますけれども、中心になったのは高等女子教育をしていた教師たちでした。ここでは「断種」ということは出てきませんけれども、結婚による「人種改良」という形で優生思想を広めることを進めようとしていました。この組織についてあまり詳しいことはわかっていないそうですが、教育分野が優生保護法とどう関わってきたのか、この点も踏まえて第2分科会の方でぜひ検証していただけたらと思いました。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

(松原座長) 小山さん、お願ひいたします。

(小山委員) 小山でございます。先ほどから、憲法についていろいろご指摘ありましたので、質問事項とか何とかを一遍取りまとめていただいたら、全てまとめてですね、ご説明申し上げたいと思っております。

「公共の福祉」の話にしても、リプロダクティブ・ライツの話にしても、ごもっともな部分と、ちょっと誤解がある、あるいは、古い時代の話をなさっているんじゃないかなという感想を持つところもありますので、それも含めてですね、質問事項とか疑問点とか、まとめてご指摘いただければ、まとめてお答えをする時間を作っていただきたいというふうに思います。以上です。

(松原座長) どうもありがとうございました。

この検証会議の委員には、様々な分野の専門家、また実績のある方々が集まっていますので、今、法律に関して、あるいは法的な権利概念について、小山さんがご提案いただいたような形で、別の論点についてもですね、そういうことが可能であれば、進めるのもよいかと思います。

それでは、今いただいたご意見も踏まえつつ、今後、各分科会での提案、これは全体として、しっかりと整理をして、適切な役割分担をしながら、機動的に進めていくということをしたいと思います。

どうもありがとうございました。それでは本日最後の議題にまいります。

こちらについては、事務局からお願ひいたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

先日、藤原精吾委員、西村委員、関哉委員、佐々木委員から「分科会および分科会議事録の公開に関するお願ひ」と題する文書を事務局宛てにいただきました。

こちらにつきましては、本日の資料の23ページに公開資料として配布をさせていただいております。

この中では、分科会を原則公開として、分科会での議事内容を要約することなく議事録を公開されたい、というご意見が書かれています。

こちらのご意見を受けまして、まずは、事務局から検証委員の皆様に、分科会のあり方に関する事務局としての考え方をご説明します。

事務局の考えにつきましても、今回の資料25ページ、公開資料としても配布させていただいておりますので、簡潔にご説明したいと思います。

この旧優生保護法問題は、社会的に重要かつ関心が高い問題であり、本検証会議の動きや議論等を広く市民に知りたいことが大切であると考えておりますし、そのため、検証会議については原則公開としています。

他方で、分科会は、検証会議が行わなければならぬ膨大な量の作業を機動的に行うために設けられています。

また、分科会では、優生手術や中絶の被害者の医療に関する記録など取扱いに特に配慮をする個人情報や、公開してよいかどうかを判断することが難しく慎重な取扱いが必要となる情報が、隨時、委員同士で共有されます。

もし分科会を原則公開とすると、各委員としては、共有しようとする情報を公開してよいかという点をじっくりと検討した上でないと分科会に共有できないこととなり、委員の間での円滑な情報共有に差し障りが生じてしまいます。

また、検証会議の調査に協力をしようしてくれる人にとっても、自分の発言や提供した資料が分科会にただちに共有されて公開されることを心配し、協力をためらうということも予想されます。

それでは、分科会を実施するたびに公開するかどうかを決めてはどうかというお考えもあるかもしれません、どの分科会を公開し、どの分科会を公開しないか、どの分科会でどのような情報を共有するかということを事前にしっかりと決めておかねばならず、これもまた、スムーズに分科会を進めることができ難しくなってしまいます。

そのため、分科会での議事内容は、検証会議での報告や議事要旨を通じて公開するという運用をとらせていただきたいと考えております。

検証会議に与えられた時間は約3年と限りがあります。この中でスムーズに充実した調査・検証等の作業を行うため、どうかご理解いただくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(松原座長) ありがとうございます。この点についてご意見のある方、いらっしゃい

ますでしょうか。

(松原座長) 佐々木さん、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。

事務局のお考えは十分納得はしました。いや、納得ができるというか、お聞きしましたが、問題は、今、鈴木さんが、勇気ある決断で、自分のお名前を公開したとおっしゃいました。その情報は、みんなが共有している。

こういう差別の問題とか、医療の問題などで、あまり糾弾的な言い方はよくないんですけれども、体制側がどういう言い方をするかというと、障害者の方たちのプライバシーがあるからかわいそうじゃないか。精神障害者っていうのは、自分ことを知られたくないだろうからかわいそうじゃないか。そうやって機密性を保つんですよ。体制側は。

そういう手法があるっていうことをぜひ皆さんに知ってもらいたい。

精神病院に行くと何を言われますか？プライバシーがあります。だから、あなた方は病院内には入れませんと。

そうやって悪しき医療をしている病院も、閉鎖性を担保されている。

それを国家の権力が担保している。それに、何て言うのでしょうか、手を貸すことさえしている、今そういう現状がある。

だから我々は、「我々障害者」なんて口幅ったいことは言ってはいけないかもしれませんけれども、もっと勇気を持たなければいけないと思います。ただ本当に開示したくない方は、ぜひともね、プライバシーの平穏を保ってください。それも権利だと思います。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。本質的なご指摘かと思います。

そもそも優生保護法問題が長年明らかにされてこなかった背景には、今おっしゃったような当事者のために、といったような秘密の保持や忖度、こういったことも関わってきたと思います。

その点を踏まえながら、本検証会議は多様な構成員で構成されておりまし、まずは優生保護法問題に関わった権力のあり方を明らかにするという目的も一つあるかと思いますので、今ご指摘いただいたことを念頭に置きつつも、まずは、事務局から説明があったような、この検証会議の役割をしっかりと果たしていくために、まず分科会については、説明のあったような形で運用するということで、進めたいと考えております。

よろしいでしょうか。

(吉倉弁護士) 鈴木さんからも公開の話を含め、分科会と検証会議の運営に関してご意見があるということでお願いします。

(鈴木委員) 今ね、検証会議ね。期限を切ってはるけれども、3年間じゃ到底できひん。

どうしてね、3年間っていう期限を切るんですか。おかしいじゃないですか。もっともっと検証会議はもっと期間を延ばしていかなきや、私達の分科会の方もやっていけないと思いますけれども。

これだけね、たくさんの方がいらっしゃるなら、2時間では話せない。まだまだいろいろな意見がある方もいらっしゃると思うから、例えば、3時間で作って、休み時間を1時間ずつに5分間で15分間、休憩をした方が、皆さん、しんどくないと思うし、いろんな意見が聞けると思いますけれども。

(吉倉弁護士) あと話し合いの内容を一般の方が誰でも聞けるような形とか、議事録を誰でも見れるような形にするかどうかのご意見についてはいかがですか。

(鈴木委員) それはいいと思う。でも、わかりやすく、皆さんね、学校出てる方はいっぱいいいいるけれどもやわらかな言葉で書いてあげてくれたら障害者の中も知らない普通の方も、読みやすくなると思う。何か堅苦しいこともなくて、柔らかなソフトな言葉で書いていろんなものに載せたりということにしたりとかっていうのもあるかなって私は思います。以上です。

(吉倉弁護士) 柔らかいわかりやすい言葉使いとか、文章もお願いしたいということも併せて。

(鈴木委員) 弁護士さんやら、堅苦しい言葉で書くけれどもそうじゃなくて、もっと柔らかく、藤原先生とか、藤井さんがおっしゃるような、あんな柔らかな感じで書いていただけたり、言っていただけたら、余計わかりやすくなると思いますけれども。

(藤井委員) 関連していいですか、座長。

(松原座長) はい。では、藤井さん、手短にお願いします。

(藤井委員) 大変大事なことなんですよね。座長がおっしゃったとおり大変関心が高いと。しかし、社会の暗部として、社会からも遠ざけられてきたこの問題、逆に言うと、どうこの問題を社会に近づけるかというのが我々の検証会議の一つの観点だと思うんですよね。

そうしますと、やはり開かれた検証会議、かつてなく開かれた、情報保障も含めてこれが問われているんだろうなと。一方で、座長及び採澤さんがおっしゃるようにプライバシーの問題等、大変センシティブな問題もあることも事実なわけで、ただそういうことを総合しますとね、やはりこの分科会議が1番濃密で、本質を突くと思うんですよね。

分科会を省いて検証会議の本体だけっていうのはなんか討論過程がわかりにくい。

そうしますと、プライバシーという観点でいうと、第1分科会、これはやはり難しいだろうなと思うんです。かなり突っ込んだ固有名詞、個人名が挙がってくる。

第2、第3分科会であれば、原則これは公開でもいいんじゃないかなと。どうしても固有名詞、個人名もある場合もあると思うんです。それについては公開なしもあり得るということは表明しておくと。

一つ気になるのは、事務局体制なんですよ。これをやっていくためには、かなりそのロジスティックですね、情報保障だとかね、オンラインだとかっていうこと、このことを抜きには考えられませんから、それも含めてね、一度、座長・委員長会議にお持ち帰りいただきて考えていただければ。

多分、趣旨は座長は重々承知だと思いますので、そのことを要望しておきます。

(松原座長) ありがとうございます。まず鈴木さんがおっしゃった2時間では不十分ではないかということ、これについては私も考えているところですので、来年度よりしっかり検討したいと思います。

それからですね、公開性のことでございます。非常に重要なご意見ありがとうございます。

また、藤井さんからは、分科会ごとに公開、非公開を考えてもいいのではないかというそういうご意見がありました。

まず大前提として、検証会議は公開であるということであるのと、分科会委員も全員検証会議の委員であるということ、これを踏まえますと、分科会での議論も踏まえつつ、検証会議で、できるだけ透明性の高いような情報発信ができるよう工夫をしていくということも一つかと思います。それから、分科会の情報公開のあり方なんですが。私はオブザーバーとして参加させていただきましたけれども、第2、第3分科会でも第1分科会と同様、情報の開示に配慮すべきような議論がございました。また、被害を受けた方だけではなくて、この優生問題に関わった様々な関係者の固有名も出てまいります。こういうことも含めて最終的に報告書や検証会議の報告でどれぐらいその情報公開をするかというのは、きちんと議論をする必要があるかと思いますし、できるだけ公開性を高めていくことが必要かと思います。一方で、その試行錯誤や様々な個別の調整が必要な分科会での議論に関しては、まずは今回事務局からご説明させていただいたような方法で進めて、またこの課題について検討すべき点がありましたら、改めて検証会議委員からご意見やご提案をいただきたいと考えております。

それでは、本件につきましては恐縮ですけれど、時間の関係で、以上とさせていただきます。では最後に事務局から連絡です。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。次回第4回検証会議は来年1月29日木曜日の午後1時から開催します。

時間は午後1時から午後4時までの3時間を予定しております。最初の2時間程度で旧優生保護法訴訟の原告であった飯塚淳子さんと佐藤由美さんの義理のお姉さんのヒアリングを行う予定です。

第4回検証会議までの間に、検証委員の皆様からお二方に対するご質問を受け付けることとします。

また追って、ご連絡をさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願ひいた

します。

(松原座長) では、以上をもちまして第3回検証会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上